


消火器の型式失効について

 「失効消火器」は令和3（2021）年12月31日までに取替えを

老朽化した消火器の破裂事故等を踏まえ、適切な管理を促すため、改正規格省令（※）が平成23（2011）年1月1日に施行されており、消火器の表示内容に「安全な取扱いに関する事項」、「標準的な使用期限」等が追加されました。これにより、旧規格の消火器は「型式失効」となり、令和3（2021）年12月31日までに改正規格省令に適合した消火器への取替えが必要です。

※消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第111号）

～消火器の型式失効とは～

新規格に適合しない消火器のことを「失効消火器」といいます。

消火器は総務省令で定める規格に適合し、型式承認されたものでなければ、販売することや設置することができません。この規格（表示内容等）が改正されたことにより、平成24（2012）年1月1日以降は、新規格に適合した消火器でなければ販売、設置等を行うことができなくなっています。

注）消火器の設置義務がない戸建て住宅等に設置されている消火器については、型式失効による取替えの義務は生じません。

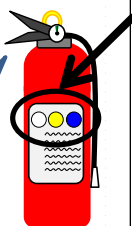
～既設消火器の特例～

平成23（2011）年12月31日までに設置されている旧規格の消火器で、点検の結果、機能に異常がないものについては、令和3（2021）年12月31日までの間、引き続き設置しておくことができます。

旧規格 （失効）			
新規格 （現行）			
	普通火災用	油火災用	電気火災用

Check !

「失効消火器」は、消火器本体表示ラベルの適用火災マークで確認することができます。



失効消火器の設置期限等

